



クリエイト かわら版

第153号 令和2年12月



クリエイト通信 会長 小桐 正彦

相続と三尺箸

『地獄でも極楽でも、食卓にはたっぷりのご馳走が用意されている。ただし、どちらの住人も、三尺（約90cm）の箸を使って食べなければならない。地獄の住人は、先を争って長い箸で口に入れようとするが、届くはずもなく飢えてやせ細る。極楽の住民を見れば、長い箸でご馳走をつまみ、向かい合う人の口に、どうぞと食べさせている。お互いに与え合い、楽しく満ち足りた心持ちで暮らしている。』

三尺箸と呼ばれる仏教説法です。

この三尺箸の話を相続に置き換えてみましょう。



『親は食卓(相続)に、たっぷりのご馳走(遺産)を残してくれた。』

ある相続人は、食卓のご馳走をあたりまえだと思っている。先を争って、長い箸で口に入れようとするが、届くはずもなく飢えて痩せ細る。奪い合うから幸せになれない。

ある相続人は、食卓のご馳走はありがたいと思っている。感謝の気持ちがあるから、譲ることができる。長い箸で他の相続人に、どうぞと食べさせてあげる。こちらが譲るから、相手もどうぞと食べさせてくれる。お互いが譲り合えるから、楽しく満ち足りた心持になり、幸せに暮らすことができる。 相続の三尺箸です。

我欲で三尺箸を使ったら、相続人は幸せになれません。まして、奪い合ったら、兄弟姉妹の縁は切れてしまいます。(仲の良い、いとこ同士はもっと辛い) 相続が原因で切れた縁は、二度とつながることはありません。感謝の気持ちと譲り合う気持ちで三尺箸を使って円満な相続を願っております。

この三尺箸の話を是非みなさまに紹介したく、私の尊敬している相続アドバイザー野口先生の野口レポートより抜粋しました。参考になれば幸いです。



12月・1月の上映作品



ようこそ映画音響の世界へ
(アメリカ)
12月4日(金)～12月10日(木)



チィファの手紙 (中国)
12月11日(金)～12月24日(木)



マーティン・エデン
(イタリア、フランス、ドイツ)
12月18日(金)～12月24日(木)



82年生まれ、キム・ジョン
(韓国)
12月25日(金)～1月7日(木)



フェアウェル(アメリカ)
12月25日(金)～1月7日(木)



スパイの妻 (日本)
12月25日(金)～1月14日(木)



ぼるぼら (日本・R15+)
1月8日(金)～1月21日(木)



キーパー ある兵士の奇跡
(イギリス、ドイツ)
1月15日(金)～1月28日(木)



博士と狂人
(イギリス、アイルランド、フランス、アイスランド)
1月22日(金)～2月4日(木)



浜松市中区田町 315-34 笠井屋ビル 3F
TFL 053(489)5539
URL <http://cinemae-ra.jp>

本チラシをお持ちの方、3名様までお一人1,200円割引致します。
有効期限:2021年1月末まで



令和3年、辛（かのと）丑（うし）六白金星（ろっぽくきんせい）のお話

来年の話をするとう鬼が笑うと言いますが、今年も残す日数が少なくなり、笑えない時期になりました。そこで今回は令和3年を九星気学で見るとどんな年なのかということを書いてみたいと思います。

十干は辛（かのと）。「つらい」とも読みます。新は辛と木と斤からなる文字で、辛は新に通ずる意義を持ちます。つまり、辛の年はつらい思いをしつつ余分なものは切り落とされ、物事は新たなステージに進むことを意味しています。十二支は丑（うし）。動物の「牛」を想像しますが、通常牛の動きはとても遅く感じますね。つまり物事がなかなか進まない、ということです。

さて、九星は六白金星（ろっぽくきんせい）。「政治」「経済」の星です。政治の役割と経済循環。このどちらも大切になるが、試行錯誤を繰り返しながら進むことがままならない一年。しかし、その中から新たなステージが開けていく一年だと推測できます。（磐田結婚相談サービス代表 大庭佳高）

不動産のはなし 担当 山下 哲也



「権利書のはなし」

自宅の土地・建物を所有されている方はその不動産の権利書（権利証）をお持ちだと思います。この権利書（権利証）という呼び方は通称で「登記済証」というのが正式名称です。また平成17年の不動産登記法改正で「登記識別情報」に切り替わりました。「登記済証」は登記申請書の写しに赤い登記済印が押されたものでしたが、「登記識別情報」は12桁の英数字のパスワード（のようなもの）が記載された用紙で、このパスワードが見えないように目隠しされたものになりました。どちらもそれに記載された人が登記名義人であることを証明するもので、登記法改正前からのものの場合が「登記済証」、それ以降に発行されたもの（浜松の場合、浜松の登記支所がオンライン指定された平成19年1月22日以降）が「登記識別情報」となっています。

さてこの「登記済証」や「登記識別情報」を紛失した場合、どうしたら良いのでしょうか。

先日土地の売買で、土地の「登記済証」が無い方がいました。決済（土地の登記名義変更）の前に「登記済証」の確認をしようとしたら「無いよ！」と言われました。恐らく捨てることは無いでしょうし、しっかり相続登記をしている土地なのでその手続きをした時はあったはずですが、但しその相続も50年も前のことなので、無くしたのかもしれませんが。

今回のように売買で「登記済証」が必要になった場合は、司法書士が所有者の本人確認を行う事により売買を行います。他には法務局の登記官がその登記申請により本人確認を行う等他の方法もありますが、「登記済証」自体を再発行するということはありません。「登記済証」の紛失でそれほどのリスクがあるわけではありませんが、登記申請をする場合、当然その手続きに余計な費用がかかるので、お持ちの方はしっかり保管しておきましょう。

☆無料個別相談会のお知らせ 毎月第3土曜日 午前9時～午前12時

専門家がお答えします！



税理士・司法書士・耐震診断補強相談士・社会保険労務士

相続アドバイザー・宅地建物取引士・ファイナンシャルプランナー

※ 電話にてご予約下さい TEL447-7941 相談予定日 12月19日・1月16日



発行所 地元で30年...

不動産・相続アドバイザー

クリエイト・ジャパン浜松西株式会社

〒432-8061 浜松市西区入野町 16102-10

TEL 053-447-7941・FAX053-447-7948

Eメール: curieito@ka.tnc.ne.jp

HP: <http://www4.tokai.or.jp/CURIEITO/>